

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6235754号
(P6235754)

(45) 発行日 平成29年11月22日 (2017.11.22)

(24) 登録日 平成29年11月2日 (2017.11.2)

(51) Int.Cl. F I
 HO 4 M 1/00 (2006.01) HO 4 M 1/00 R
 GO 6 F 3/0488 (2013.01) GO 6 F 3/0488

請求項の数 12 (全 21 頁)

(21) 出願番号	特願2017-182391 (P2017-182391)	(73) 特許権者	515044296
(22) 出願日	平成29年9月22日 (2017.9.22)		ファーストフェイス カンパニー リミテッド
(62) 分割の表示	特願2014-536982 (P2014-536982) の分割		大韓民国, 04637 ソウル, チェンダグ, ファムーロ, 110, #22 フロア
原出願日	平成24年10月17日 (2012.10.17)	(74) 代理人	100114188
審査請求日	平成29年10月4日 (2017.10.4)		弁理士 小野 誠
(31) 優先権主張番号	10-2011-0106839	(74) 代理人	100119253
(32) 優先日	平成23年10月19日 (2011.10.19)		弁理士 金山 賢教
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)	(74) 代理人	100124855
早期審査対象出願			弁理士 坪倉 道明
		(74) 代理人	100129713
			弁理士 重森 一輝
		(74) 代理人	100137213
			弁理士 安藤 健司

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 移动通信端末機の活性化時に、特定動作が行われるようにするための方法、システム及び移动通信端末機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

使用者による操作を受け付けるとともに所定の表示を行うタッチスクリーンディスプレイ部と、外部装置と通信可能な状態であるが前記タッチスクリーンディスプレイ部の表示がオフである非活性状態から前記タッチスクリーンディスプレイ部の表示をオンにしてロック画面が表示された活性状態に切り替えるための活性化ボタンを含むスマートフォンに、

前記活性化ボタンに対する使用者の操作に基づいて前記非活性状態から前記活性状態に切り替えられ、前記ロック画面が表示されたときに、前記ロック画面に広告を表示し、

前記広告が前記ロック画面に表示されている間に前記タッチスクリーンディスプレイ部で受け付けられ、前記使用者の追加操作に基づいて、前記広告に関連した追加情報を前記タッチスクリーンディスプレイ部に表示し、

前記追加操作に基づいて付与された収益を前記タッチスクリーンディスプレイ部に表示する

機能を実行させるためのアプリケーション。

【請求項 2】

前記広告は、前記非活性状態から前記活性状態に切り替わる前か、切り替わった後に広告提供サーバから提供された広告である、請求項 1 に記載のアプリケーション。

【請求項 3】

前記広告は、ランダムに、又は現在地情報、使用者情報及び現在の時間情報の少なくとも

も一つに基づいて選択された広告である、請求項 1 又は 2 に記載のアプリケーション。

【請求項 4】

前記現在地情報は、前記非活性状態から前記活性状態への切り替えに応じて、又はリアルタイムに継続的に検出された情報である、請求項 3 に記載のアプリケーション。

【請求項 5】

前記広告は、前記現在地情報に基づいて決定された周辺企業に関連する広告である、請求項 3 又は 4 に記載のアプリケーション。

【請求項 6】

前記使用者情報は、性別、年齢、居住地域、職業、及び関心事項の少なくとも一つである、請求項 3 に記載のアプリケーション。

10

【請求項 7】

前記使用者情報は、前記使用者の入力により前記スマートフォンに含まれるメモリ部に記憶されるか、広告提供サーバに伝送される情報である、請求項 3 に記載のアプリケーション。

【請求項 8】

前記追加情報は、企業情報、商品に関連する情報、割引情報、及び位置情報の少なくとも一つを含む情報である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のアプリケーション。

【請求項 9】

前記広告が前記ロック画面に表示されている間に前記タッチスクリーンディスプレイ部に入力された前記操作に基づいて、前記追加情報を提供するためのウェブページを表示する、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のアプリケーション。

20

【請求項 10】

前記タッチスクリーンディスプレイ部は、前記使用者が寄付をするため操作が可能なインターフェースを含み、前記使用者により前記インターフェースが操作されると関連する画面を表示する、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のアプリケーション。

【請求項 11】

前記ロック画面は、前記タッチスクリーンディスプレイ部に対する前記使用者の操作に基づいて前記スマートフォンのロック解除をするためのロック解除インターフェースを含む画面である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載のアプリケーション。

【請求項 12】

30

使用者による操作を受け付けるとともに所定の表示を行うタッチスクリーンディスプレイ部と、

外部装置と通信可能な状態であるが前記タッチスクリーンディスプレイ部の表示がオフである非活性状態から前記タッチスクリーンディスプレイ部の表示をオンにしてロック画面が表示された活性状態に切り替えるための活性化ボタンと、

前記活性化ボタンに対する使用者の操作に基づいて前記非活性状態から前記活性状態に切り替えられ、前記ロック画面が表示されたときに、前記ロック画面に広告を表示し、前記広告が前記ロック画面に表示されている間に前記タッチスクリーンディスプレイ部で受け付けられ、前記使用者の追加操作に基づいて、前記広告に関連した追加情報を前記タッチスクリーンディスプレイ部に表示し、前記追加操作に基づいて付与された収益を前記タッチスクリーンディスプレイ部に表示するための制御部と、

40

を含むスマートフォン。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、移動通信端末機の活性化時に、特定動作が行われるようにするための方法、システム及び移動通信端末機に関し、より詳細には、非活性化状態から活性化状態に切り替えるボタンの押す回数及び時間に応じて多様な機能が実行されるようにするための方法、システム及び移動通信端末機に関する。

【背景技術】

50

【0002】

最近、通信機能だけでなく、他の多様な機能を有する各種端末機、例えば、スマートフォン、携帯電話、PDA、及びウェブパッドなどの端末機が多く普及されている。このような端末機は、いつでもデスクトップパソコンと同一または類似の環境を実現させるだけでなく電話機能も有していて、急速に普遍化される実情である。

【0003】

このような端末機には、各種機能が含まれているが、現在は、該当機能を実行させるためには端末機が活性化状態、すなわち、ディスプレイがオンの状態で常に操作を行わなければならない。また、ある機能を追加するためには端末機に該当機能を実行するためのインターフェースまたはボタンをさらに追加しなければならない。例えば、緊急状況に対処するための非常ボタンを別途に追加し、該当ボタンを押すことで、非常状況を知らせて救助信号を伝送することができた。

10

【0004】

一方、上記のような端末機を用いる使用者は、端末機を携帯しながら移動時または待機時に習慣的に自分の端末機を取り出して端末機を活性化させる操作を行う。

【0005】

具体的に、端末機には、ディスプレイがオフの状態の非活性化状態からディスプレイがオン状態の活性化状態に切り替えるボタンが備えられているのが一般的であるが、現在多くの使用者はこのような活性化切り替えボタンを意識的または無意識的に数回押す動作を行う。通常的な端末機では、活性化切り替えボタンが押された際、使用者が設定した背景画面に、現在時間などの非常に簡単な情報だけが表示されるのが一般的であった。よって、使用者は端末機の活性化ボタンを押した場合、いかなる情報及び興味も得ることができずに、端末機は再び非活性化状態に切り替わることとなる。

20

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明の目的は、端末機に備えられた活性化ボタンに多様な動作を組み合わせ、習慣的に押していた活性化ボタンを、単純に押す操作だけで有益な機能を活用することにある。

【0007】

本発明の他の目的は、老人でも簡単な操作だけで健康チェックを行うことができ、該当情報を保護者または医療機関に伝達することにある。

30

【0008】

本発明のさらに他の目的は、簡単な手続きだけで保安が強化された使用者認証プロセスを動作させることにある。

【0009】

本発明のさらに他の目的は、緊急状況において簡単な操作だけで位置情報とともに緊急メッセージを必要なところに伝達することにある。

【0010】

本発明の目的は、端末機に備えられた活性化ボタンと広告表示機能を組み合わせ、使用者により活性化ボタンが習慣的に押された際に、端末機への広告表示による広告収益創出及び効率的な広告効果を得ることにある。

40

【課題を解決するための手段】

【0011】

本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部と、前記ディスプレイ部がオフ状態の非活性化状態から前記ディスプレイ部がオン状態の活性化状態に切り替える活性化ボタンとを含み、前記活性化ボタンが押されることで、前記活性化状態に切り替えるとともに、所定の動作が行われる移動通信端末機が提供される。

【0012】

本発明の他の実施形態によれば、移動通信端末機の活性化時に、特定動作が行われるようにするための方法であって、ディスプレイ部がオフ状態の非活性化状態から前記ディス

50

プレイ部がオン状態の活性化状態に切り替える活性化ボタンが押されることを感知する段階と、前記非活性化状態において前記活性化ボタンが押されたことが感知されると、前記活性化状態に切り替えるとともに前記移動通信端末機内で所定の動作が行われるようにする段階とを含む方法が提供される。

【0013】

本発明のさらに他の実施形態によれば、移動通信端末機の活性化時に、特定動作が行われるようにするサービスを提供するシステムであって、ディスプレイ部がオフ状態の非活性化状態から前記ディスプレイ部がオン状態の活性化状態に切り替わる感知信号を移動通信端末機から受信する活性化感知部と、前記活性化状態への転換により前記移動通信端末機内で所定の動作が行われるように制御するアプリケーション駆動部とを含むシステムが提供される。

10

【発明の効果】

【0014】

本発明によれば、端末機が非活性化状態の際に、活性化ボタンを押すだけで多様な動作が行われるので、端末機をより有益に活用することができ、端末機使用の興味をさらに向上させることができる。

【0015】

本発明によれば、老人でも簡単な操作だけで健康チェックを行うことができ、該当情報を保護者または医療機関に伝達することができる。

【0016】

本発明によれば、簡単な手続きだけで保安が強化された使用者認証プロセスを動作することができる。

20

【0017】

本発明によれば、緊急状況において簡単な操作だけで位置情報とともに緊急メッセージを必要とところに伝達することができる。

【0018】

本発明によれば、端末機に通常的に備えられた活性化ボタンと広告表示機能とを組み合わせることで、使用者により活性化ボタンが習慣的に押された際に端末機への広告表示による広告収益創出及び効率的な広告効果をはかることができる。

【図面の簡単な説明】

30

【0019】

【図1】本発明の一実施形態による移動通信端末機の外観を示す図である。

【図2】本発明の一実施形態による活性化ボタンが押された際の移動通信端末機の一動作例を示す図である。

【図3A】本発明の一実施形態による移動通信端末機の動作を説明するためのブロック図である。

【図3B】本発明の一実施形態による移動通信端末機の動作を説明するためのブロック図である。

【図4A】本発明の他の実施形態による移動通信端末機の動作を説明するためのブロック図である。

40

【図4B】本発明の他の実施形態による移動通信端末機の動作を説明するためのブロック図である。

【図5】本発明のさらに他の実施形態による移動通信端末機の動作を説明するためのブロック図である。

【図6】本発明の一実施形態による移動通信端末機の活性化時に広告が表示されるようにするシステムの全体的な構成を概略的に示す図である。

【図7】本発明の一実施形態による移動通信端末機が活性化状態に切り替える際にディスプレイ部に広告が表示される一例を示す図である。

【図8】本発明の一実施形態による広告収益金の一部が寄付金として寄付されるようにする過程を説明するための図である。

50

【図 9】本発明の一実施形態による広告提供システムの構成を示す図である。

【図 10】本発明の一実施形態による移動通信端末機に所定動作を提供するためのシステムの構成を示すブロック図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

後述する本発明に対する詳細な説明は、本発明が実施することができる特定実施形態を例示する添付図面を参照する。これらの実施形態は当業者が本発明を実施することができるように詳細に説明される。本発明の多様な実施形態は互いに異なるが、相互排他的である必要性はないと理解すべきである。例えば、ここに記載する特定形状、構造及び特性は、一実施形態に関して本発明の精神及び範囲を脱することなく他の実施形態に実現することができる。また、それぞれの開示された実施形態内の個別構成要素の位置または配置は本発明の精神及び範囲を脱することなく変更されることを理解すべきである。よって、後述する詳細な説明は限定的な意味として意図するものではなく、本発明の範囲は、適切に説明されたものとして、その請求項が主張するものと均等なすべての範囲とともに、添付された請求項によってのみ限定される。図面において、類似の参照符号は多くの側面で同一であるか、または類似の機能を指称する。

10

【0021】

以下では、本発明が属する技術分野において通常の知識を有する者が本発明を容易に実施させるようにするために、本発明の好適な実施形態に関して添付された図面を参照して詳細に説明する。

20

【0022】

[本発明の好適な実施形態]

本明細書において、「移動通信端末機」とは、有無線通信機能またはこれとは異なる機能を含むデジタル機器であって、移動電話機、ナビゲーション、ウェブパッド、PDA、ワークステーション、パソコン（例えば、ノートパソコンコンピュータなど）などのように、メモリ手段を備えてマイクロプロセッサを搭載して演算能力を取り入れたデジタル機器を称える用語として、本明細書の一部としては移動通信端末機（例えば、携帯電話など）を例として上程して説明するが、必ずこれに限定されない。

【0023】

本明細書において、「非活性状態」とは、移動通信端末機が通信可能な状態ではあるが、ディスプレイ画面がオフ（off）の状態を意味する。ディスプレイ画面がオフの状態であっても、所定の機能（例えば、音楽再生機能など）は動作し得る。このように、本明細書において「非活性状態」という用語は移動通信端末機が所定の動作をしているか否かを問わず、ディスプレイ画面がオフの状態を包括する概念である。しかし、移動通信端末機が完全にオフされた状態を除く。

30

【0024】

本明細書において、「活性状態」とは、移動通信端末機のディスプレイ画面がオン（on）状態の場合を意味する。「非活性状態」から「活性状態」への転換とは、ディスプレイ画面がオフの状態からディスプレイ画面をオン状態に切り替えることを意味することであって、オン状態のディスプレイ画面にどのような情報が表示されるかは問わない。例えば、単にロック画面だけが表示される場合であっても、これは移動通信端末機の「活性状態」といえる。

40

【0025】

移動通信端末機の構成

図 1 は、本発明による移動通信端末機の外観を示す図である。

【0026】

図 1 を参照すると、本発明の移動通信端末機 100 は、ディスプレイ部 110、活性化ボタン 120 を含むことができる。また、カメラ 130 がさらに含まれることができる。

【0027】

図 1 には、移動通信端末機 100 をなすフレーム前面にディスプレイ部 110 が備えら

50

れ、ディスプレイ部 110 下部に活性化ボタン 120 が備えられ、ディスプレイ部 110 上部にカメラ 130 が備えられたものとして例示したが、これとは異なった形態に形成されることができる。例えば、ディスプレイ部 110 が移動通信端末機 100 の全面にわたって形成されなくてもよい。すなわち、移動通信端末機 100 の少なくとも一部に形成されることでよく、活性化ボタン 120 はディスプレイ部 110 と異なる部分に形成されてもよい。また、カメラ 130 は、移動通信端末機 100 において、ディスプレイ部 110 が備えられない他面に形成されることができる。

【0028】

ディスプレイ部 110 は、移動通信端末機 100 の動作状態に対する各種情報を表示し、移動通信端末機 100 がタッチスクリーン駆動方式の場合には使用者入力のためのインターフェースも表示する。通常的に、移動通信端末機 100 に対する使用者操作のない状態が所定時間の間に持続すると、移動通信端末機 100 は非活性状態となる。使用者操作とは、ディスプレイ部 110 に表示されるインターフェースを介する入力、ボタン 120 を介する操作またはこれとは異なる機能キー（例えば、ボリューム調節キーなど）を介する操作などを意味する。非活性状態になる条件は使用者によって設定される。例えば、ディスプレイ部 110 に表示されるインターフェースを介して設定メニューから設定することができる。一方、移動通信端末機 100 に備えられた他のボタン（例えば、オン/オフボタン）を押すことで非活性状態に切り替えることができる。例えば、移動通信端末機 100 が活性状態の際、オン/オフボタンを長く押すと移動通信端末機 100 が完全にオフされることができるが、オン/オフボタンを短く押すと、電話が受信された場合に電話を受けられる通信可能な状態でありながら、非活性状態とすることができる。

【0029】

活性化ボタン 120 は移動通信端末機 100 の非活性状態を活性状態に切り替えるようにする手段である。すなわち、移動通信端末機 100 が非活性状態の際に、使用者が活性化ボタン 120 を押すと活性状態に切り替わる。図 1 は、移動通信端末機 100 が非活性状態の際に、活性化ボタン 120 を押すことで、ディスプレイ部 110 にロック画面が表示された状態を例示する。しかし、活性化ボタン 120 は、これとは異なる動作のための手段（例えば、ディスプレイ部 110 にある動作状態が表示される間に待機画面に移動するための手段、現在動作中のプログラムリストを表示する手段）として機能することができる。

【0030】

本発明の一実施形態によれば、移動通信端末機 100 が非活性状態の際に、使用者が活性化ボタン 120 を押すと、単に、移動通信端末機 100 が活性状態に切り替えるのではなく、所定の動作を行うことになる。移動通信端末機 100 が非活性状態時に活性化ボタン 120 を押すことで、実行させたい動作に対する設定が使用者により可能となる。例えば、ディスプレイ部 110 に表示されるインターフェースを介して設定メニューから活性化ボタン 120 と連携される移動通信端末機 100 の動作を設定することができる。また、本発明の一実施形態によれば、移動通信端末機 100 が非活性状態の際、活性化ボタン 120 が押された回数または押された時間に応じて互いに異なる動作が実行できる。例えば、活性化ボタン 120 が 1 回押された場合には、第 1 動作が行われ、3 回連続して押された場合には第 2 動作が行われるように設定することができる。また、他の例として、活性化ボタン 120 が短く 1 回押された場合には第 1 動作が行われ、長く 1 回押された場合には第 2 動作が行われるように設定することができる。活性化ボタン 120 が連続して押された回数の累算及び活性化ボタン 120 が押された時間の測定のために移動通信端末機 120 は所定のクロック回路またはタイマを含むことができる。例えば、活性化ボタン 120 が押され、閾値時間内に再び押される場合には 2 回押されたものと判断し、閾値時間以上押された場合には活性化ボタン 120 が長く押された場合として判断することができる。非活性化状態で活性化ボタン 120 を押すことで、実行できる動作については後述する。

【0031】

本発明の一実施形態によれば、活性化ボタン 120 には、サブディスプレイ部 121 が備えられることができる。サブディスプレイ部 121 には、活性化ボタン 120 を押すことで、実行される動作についての情報を表示することができる。表示形態は、図形、テキスト、文字、絵、色相など多様な形態とすることができる。表示形態が図形の場合には、円、三角形、四角形、六角形などが表示される。例えば、活性化ボタン 120 を押すことで第 1 動作が行われると設定された場合にはサブディスプレイ部 121 に円が表示され、活性化ボタン 120 を押すことで第 2 動作が行われると設定された場合にはサブディスプレイ部 121 に三角形が表示され、またその逆も実現することができる。サブディスプレイ部 121 に表示される形態及び各動作と各表示の対応関係についても使用者によって設定することができる。例えば、使用者は設定メニューから活性化ボタン 120 を押すことで、実行される動作として第 1 動作を選択し、活性化ボタン 120 のサブディスプレイ部 121 に表示される形態として三角形を選択することができる。これによれば、移動通信端末機 100 が非活性状態の場合であっても、サブディスプレイ部 121 には三角形が表示されるので、使用者はこれを介して活性化ボタン 120 を押した場合に第 1 動作が行われるとのことを把握することができる。

10

【0032】

サブディスプレイ部 121 は、液晶、LCD、LEDなどの通常的なディスプレイで実現することができるが、これに制限されない。

【0033】

ディスプレイ部 110 とサブディスプレイ部 121 に対する駆動制御は、同一プロセッサにより同一方式で行うことができるが、そうでなくてもよい。

20

【0034】

以下では、活性化ボタン 120 を押すことで、実行できる移動通信端末機 100 の動作に対する多様な実施形態を説明する。

【0035】

活性化ボタンを介する動作

以下に説明する各動作は、移動通信端末機 100 が非活性状態の際に活性化ボタン 120 を押すことで、実行できる動作であって、各動作が実行できるようにする設定は使用者によって行われる。以下に説明する各動作は一例に過ぎず、これとは異なる多様な動作が活性化ボタン 120 を押すことで実行できる。

30

【0036】

1. カメラ活性化機能

移動通信端末機 100 が非活性状態の際に活性化ボタン 120 を押すことで、移動通信端末機 100 に備えられたカメラ 130 が活性化され、現在カメラ 130 によって映された画面がディスプレイ部 110 に表示されることができる。

【0037】

図 2 は、活性化ボタン 120 が押された後、カメラ 130 が活性化され、ディスプレイ部 110 に撮影場面が表示された一例を示す。

【0038】

2. 健康感知及び健康情報伝送機能

40

移動通信端末機 100 が非活性状態の際に、活性化ボタン 120 を押すことで、健康感知機能が駆動されて感知された健康情報が主治医などの医療機関または保護者などに伝送されることことができる。

【0039】

図 3 A 及び図 3 B は、このような機能を説明するための移動通信端末機 100 のブロック図を示す。図 3 A 及び図 3 B は、移動通信端末機 100 のこのような機能を説明するためのブロック図を機能的に示すものである。

【0040】

図 3 A を参照すると、移動通信端末機 100 は、活性化感知部 310、健康感知部 320、健康情報伝送部 330 を含むことができる。

50

【 0 0 4 1 】

活性化感知部 3 1 0 は、移動通信端末機 1 0 0 が非活性状態の際に、活性化ボタン 1 2 0 が使用者によって押されたか否かを感知する。

【 0 0 4 2 】

健康感知部 3 2 0 は、活性化感知部 3 1 0 により活性化ボタン 1 2 0 が押されたものと感知した場合に動作を行い、多様な方法で使用者の健康状態を感知する。

【 0 0 4 3 】

図 3 B は、健康感知部 3 2 0 の一例を示すブロック図である。図 3 B を参照すると、健康感知部 3 2 0 は、カメラ活性部 3 2 1、眼球検出部 3 2 2、健康情報獲得部 3 2 3 を含むことができる。

10

【 0 0 4 4 】

カメラ活性部 3 2 1 は、移動通信端末機 1 0 0 に備えられたカメラ 1 3 0 を活性化させる。カメラ 1 3 0 活性化によってディスプレイ部 1 1 0 にはカメラ 1 3 0 により現在照らされた映像が表示される。使用者が自分の目または顔をカメラ 1 3 0 に照らすと、眼球検出部 3 2 2 は使用者の眼球を認識し、これを抽出する機能を実行する。眼球検出のためには通常的な眼球検出アルゴリズムを用いることができる。健康情報獲得部 3 2 3 は眼球検出部 3 2 2 を介して検出された眼球を介して多くの健康情報を獲得する。眼球の色相または運動状態などを介して、使用者のストレス指数、糖尿病指数、網膜疾患などを把握することができる。検出された眼球の特性を介して健康情報を検出するアルゴリズムも当業界にて広く知られたアルゴリズムが用いられる。

20

【 0 0 4 5 】

このように獲得された健康情報は、健康情報伝送部 3 3 0 によって保護者の移動通信端末機に伝送されるか、主治医などの医療機関に伝送されることができ、所定のサーバに伝送することができる。保護者に対する情報（例えば、電話番号または電子メールアドレスなど）は既に保存され得る。また、獲得された健康情報を使用者が確認することができるように、ディスプレイ部 1 1 0 に表示する。

【 0 0 4 6 】

上記説明した動作、すなわち、眼球検出及び検出された眼球の情報を介する健康感知機能は、所定のアプリケーションをインストールすることで可能とされる。すなわち、該当アプリケーションには眼球検出アルゴリズム、健康感知アルゴリズムなどが含まれていて、移動通信端末機 1 0 0 にインストールされることで、上記のような動作が行うことができる。このようなアプリケーションは使用者によってダウンロードされた後、移動通信端末機 1 0 0 にインストールされることができる。また、上記説明では、眼球検出を介する健康感知についてのみ例示したが、これとは異なる方式、例えば、顔検出を介する健康感知などのためのアプリケーションのインストール及び活性化ボタン 1 2 0 との連携が可能であることは勿論である。使用者は設定メニューを介して活性化ボタン 1 2 0 が、移動通信端末機 1 0 0 の非活性状態で押された場合、該当アプリケーションが直ちに動作されるように設定することで、上記のような機能を利用することができる。

30

【 0 0 4 7 】

通常的に老人は移動通信端末機 1 0 0 に健康感知機能があっても、その操作が難しくて使用できない場合が多いが、本発明によれば、別途の動作なく、活性化ボタン 1 2 0 を押すだけで該当動作が行われるので、簡単に健康情報を確認できるとともに、これを保護者または主治医に伝送することができる。

40

【 0 0 4 8 】

3. 使用者識別機能

移動通信端末機 1 0 0 が非活性状態の際に活性化ボタン 1 2 0 を押すことで保安のための使用者認証プロセスが進行される。

【 0 0 4 9 】

図 4 A 及び図 4 B は、このような機能を説明するための移動通信端末機 1 0 0 のブロック図を示す。図 4 A を参照すると、活性化感知部 4 1 0、使用者識別部 4 2 0 を含むこと

50

ができる。

【 0 0 5 0 】

活性化感知部 4 1 0 は、移動通信端末機 1 0 0 が非活性状態の際に、活性化ボタン 1 2 0 が使用者によって押されたか否かを感知する。

【 0 0 5 1 】

使用者識別部 4 2 0 は活性化感知部 4 1 0 によって活性化ボタン 1 2 0 が押されたものと感知した場合に動作を行い、多様な方法で使用者を識別する機能を実行する。

【 0 0 5 2 】

図 4 B は、使用者識別部 4 2 0 の一例を示すブロック図である。図 4 B を参照すると、使用者識別部 4 2 0 は、カメラ活性部 4 2 1、虹彩検出部 4 2 2、使用者識別部 4 2 3 を含むことができる。

10

【 0 0 5 3 】

カメラ活性部 4 2 1 は、移動通信端末機 1 0 0 に備えられたカメラ 1 3 0 を活性化させる。カメラ 1 3 0 の活性化によってディスプレイ部 1 1 0 にはカメラ 1 3 0 によって現在照らされた映像が表示される。使用者が自分の目または顔をカメラ 1 3 0 に照らすと、虹彩検出部 4 2 2 は使用者の眼球のうちの虹彩を認識し、これを抽出する機能を実行する。虹彩を認識するためには通常的な虹彩検出アルゴリズムを用いることができる。使用者識別部 4 2 3 は、虹彩検出部 4 2 2 を介して検出された虹彩と既に保存されている使用者の虹彩情報を比較して、マッチングされた場合に現在使用者を正当な使用者として認証する機能を実行する。そのために、使用者識別部 4 2 3 はデータベース（図示せず）に保存されている使用者の虹彩情報を利用することができる。使用者の虹彩情報は、最初にカメラ 1 3 0 を用いて撮影した正当な使用者の映像を利用して虹彩検出部 4 2 2 により検出される虹彩に対する情報登録によって保存されることができる。登録された本当な使用者の虹彩情報変更のためには所定の識別情報（例えば、ID、パスワード、住民登録番号など）が入力されないとならない。使用者識別部 4 2 3 により本当な使用者であると認証されると、移動通信端末機 1 0 0 のロック状態が解除されてすべての機能を使用することができる状態となり、本当な使用者であると認証されないと、警告メッセージ表示とともにロック状態が持続される。

20

【 0 0 5 4 】

上記説明した動作、すなわち、虹彩検出及び使用者識別、認証などの機能は所定のアプリケーションのインストールによって可能となる。すなわち、該当のアプリケーションには、虹彩検出アルゴリズム、虹彩比較を介する認証アルゴリズムなどが含まれていて、移動通信端末機 1 0 0 にインストールされることで、上記のような動作を行うことができる。このようなアプリケーションは、使用者によってダウンロードされた後に移動通信端末機 1 0 0 にインストールされることができる。使用者は、設定メニューを介して活性化ボタン 1 2 0 が移動通信端末機 1 0 0 の非活性状態で押された場合、該当のアプリケーションが直ちに動作されるように設定することで、上記のような機能を利用することができる。

30

【 0 0 5 5 】

これによれば、保安に脆弱な地域において、移動通信端末機 1 0 0 を使用する際には、別途の設定、すなわち、活性化ボタン 1 2 0 を押し、前記使用者認証プロセスが進行されるようにする設定をすることで、効率的に保安危険性を低減させることができる。

40

【 0 0 5 6 】

上記説明では虹彩認識を介する認証方法について例として説明したが、これとは異なる方式の認証方法、例えば、認識キーマッチング方法、パスワードマッチング方法、顔面認識方法、指紋認識方法などが用いられる。すなわち、活性化ボタン 1 2 0 を押すことで、多様な使用者認証方法のうちのいずれか 1 つ、または複数の認証方法のうちの任意の方法が行われる。

【 0 0 5 7 】

4 . 位置情報伝送機能

50

移動通信端末機 100 が非活性状態時に活性化ボタン 120 を押すことで、収集された位置情報が保護者または保護機関警察署または消防署などに伝送されることができる。

【0058】

図5は、このような機能を説明するための移動通信端末機 100 のブロック図を示す。図5を参照すると、活性化感知部 510、位置情報収集部 520、位置情報伝送部 530 を含むことができる。

【0059】

活性化感知部 510 は、移動通信端末機 100 が非活性状態の際に、活性化ボタン 120 が使用者によって押されたか否かを感知する。

【0060】

位置情報収集部 520 は、活性化感知部 510 によって活性化ボタン 120 が押されたものと感知した場合に、GPS センサまたはこれとは異なる位置感知センサを用いて現在位置を収集する。

【0061】

位置情報伝送部 530 は位置情報収集部 520 によって収集された位置情報を保護者または保護機関などに伝送する機能を実行する。緊急状況の場合には緊急状況を知らせるメッセージと一緒に伝送されることができる。位置情報と緊急メッセージは選択的に伝送することができる。一方、このような動作は活性化ボタン 120 が押された回数または押された時間に応じて異なるように動作することができる。例えば、活性化ボタン 120 が短く押された場合には警察署に緊急メッセージとともに位置情報を伝送する動作が行われるように設定することができ、活性化ボタン 120 が長く押された場合には保護者に位置情報だけを伝送する動作が行われるように設定することができる。また、他の例として、活性化ボタン 120 が 1 回押された場合には警察署に緊急メッセージとともに位置情報を伝送する動作が行われるように設定することができ、活性化ボタン 120 が 3 回押される場合には消防署に緊急メッセージとともに位置情報を伝送する動作が行われるように設定されることができる。

【0062】

上記説明した動作も所定のアプリケーションのインストールによって可能とすることができる。すなわち、該当のアプリケーションには、位置情報収集、緊急メッセージとともに伝送のためのアルゴリズムなどが含まれていて、移動通信端末機 100 にインストールされることで、上記のような動作を行うことができる。このようなアプリケーションは、使用者によってダウンロードされた後に移動通信端末機 100 にインストールすることができる。使用者は設定メニューを介して活性化ボタン 120 が移動通信端末機 100 の非活性状態で押された場合、該当のアプリケーションが直ちに動作するように設定することで、上記のような機能を利用することができる。

【0063】

これによれば、緊急状況において簡単な操作だけで自分の危険を保護者または保護機関に知らせることができ、また自分の位置情報も知らせることができるので、危険状況に対する対応を効率的に行うことができる。

【0064】

5. ファイル伝送機能

移動通信端末機 100 が非活性状態時に活性化ボタン 120 を押すことで、移動通信端末機 100 に含まれたコンテンツ（例えば、連絡先情報、写真、動画、アプリケーションなどのコンテンツ）が他の移動通信端末機 100 またはそのほかのメディア空間（例えば、ツイッター、フェイスブック、ブログなどの個人メディア空間またはカフェ、コミュニティ、クラブなどの複数メディア空間など）にアップロードされる機能を動作することができる。

【0065】

6. 運転中のモード変更など

移動通信端末機 100 が非活性状態時に活性化ボタン 120 を押すことで、移動通信端

10

20

30

40

50

末機 100 をハンズフリー機能に切り替えるか、または移動通信端末機 100 の通信機能（音声通話機能、文字メッセージ機能、インターネット機能など）の一部が遮断されることができる。

【0066】

これによれば、運転中に活性化ボタン 120 を押す簡単な操作だけで移動通信端末機 100 のモードをハンズフリーモードに切り替えるか、または通信機能を遮断させることで、交通事故の危険を著しく低減させることができる。

【0067】

7. 広告表示動作

図 6 は、本発明によって移動通信端末機の活性化時に広告が表示されるようにするシステムの全体的な構成を概略的に示す図である。

10

【0068】

図 6 を参照すると、本発明による全体システムは、移動通信端末機 100、広告提供システム 200、アドバイザサーバ 300、その他のサービス提供サーバ 400 を含んで構成されることができる。

【0069】

一実施形態によれば、移動通信端末機 100、広告提供システム 200、アドバイザサーバ 300、その他のサービス提供サーバ 400 は通信網を介して通信することができる。通信網は、有線及び無線などのような、その通信様態を問わず構成することができ、例えば、近距離通信網（LAN：Local Area Network）、都市圏通信網（MAN：Metropolitan Area Network）、広域通信網（WAN：Wide Area Network）など多様な通信網に実現することができる。好ましくは、本発明の一実施形態による通信網は、公知のワールドワイドウェブ（WWW：World Wide Web）などとすることができる。

20

【0070】

一実施形態によれば、移動通信端末機 100 は、ディスプレイ部 110 及び活性化ボタン 120 を含むことができる。

【0071】

図 6 には、移動通信端末機 100 をなすフレーム前面にディスプレイ部 110 が備えられ、ディスプレイ部 110 下部に活性化ボタン 120 が備えられるものと例示したが、これとは異なった形態に形成されることができる。例えば、ディスプレイ部 110 が移動通信端末機 100 の全面にかけて形成されなくてもよい。すなわち、移動通信端末機 100 の少なくとも一部に形成されてもよく、活性化ボタン 120 はディスプレイ部 110 と異なる部分に形成されてもよい。

30

【0072】

ディスプレイ部 110 は、移動通信端末機 100 の動作状態に対する各種情報を表示し、移動通信端末機 100 がタッチスクリーン駆動方式の場合には使用者入力のためのインターフェースも表示される。通常的に、移動通信端末機 100 に対する使用者操作がない状態が所定時間の間に持続すると、移動通信端末機 100 は非活性状態となる。使用者操作とは、ディスプレイ部 110 に表示されたインターフェースによる入力、ボタン 120 による操作またはこれとは異なる機能キー（例えば、ボリューム調節キーなど）による操作などを意味する。非活性状態となる条件は使用者により設定することができる。例えば、ディスプレイ部 110 に表示されるインターフェースを介して設定メニューから設定することができる。一例として、使用者入力が所定時間の間になかった場合に非活性状態に切り替えるようにする。一方、移動通信端末機 100 に備えられた他のボタン（例えば、オン/オフボタン）を押すことで、非活性状態に切り替えることができる。例えば、移動通信端末機 100 が活性状態時に、オン/オフボタンを長く押すと移動通信端末機 100 が完全にオフされるが、オン/オフボタンを短く押すと、電話が受信された場合に、電話を受けられる通信可能な状態でありながら非活性状態となることができる。

40

【0073】

活性化ボタン 120 は、移動通信端末機 100 の非活性状態を活性状態に切り替えるよ

50

うにする手段である。すなわち，移動通信端末機 100 が非活性状態の際に，使用者が活性化ボタン 120 を押すと活性状態に切り替わる。図 6 は，移動通信端末機 100 が非活性状態時に活性化ボタン 120 を押すことで，ディスプレイ部 110 にロック画面が表示された状態を例示する。しかし，活性化ボタン 120 は，これとは異なる動作のための手段（例えば，ディスプレイ部 110 にある動作状態が表示される間に待機画面に移動するための手段，現在動作中のプログラムリストを表示する手段）として機能することができる。

【0074】

本発明の一実施形態によれば，移動通信端末機 100 が非活性状態の際に，使用者が活性化ボタン 120 を押すと，単純に移動通信端末機 100 が活性状態に切り替えるのではなく，ディスプレイ部 110 に所定の広告が表示される。図 7 は，本発明の一実施形態による移動通信端末機 100 が活性化状態に切り替える際にディスプレイ部 110 に広告が表示される一例を示す図である。

10

【0075】

一実施形態によれば，広告表示は移動通信端末機 100 に既にインストールされたアプリケーションが駆動されることによって実行することができる。すなわち，活性化ボタン 120 による移動通信端末機 100 の活性化とともに広告表示ができるようにするアプリケーションが駆動され，これによりディスプレイ部 110 に広告が表示されることことができる。このようなアプリケーションは，広告提供システム 200 またはアドタイザサーバ 300 などの外部システムから既に伝送されてインストールしたものとする。

20

【0076】

一方，他の実施形態によれば，移動通信端末機 100 が活性化される際に，広告提供サーバ 200 により提供される広告がディスプレイ部 110 に表示される。広告提供サーバ 200 からの広告情報は移動通信端末機 100 が活性化される前（例えば，非活性化された際，またはこれとは異なる時間など）に受信されたものとし，移動通信端末機 100 の活性化とともに受信されるものとする。

【0077】

広告は，ランダムに選択されて表示することができるが，所定条件に応じて選択された広告だけが表示されることことができる。

【0078】

一実施形態によれば，移動通信端末機 100 の現在位置情報に基づいて該当位置と係わる広告だけが表示されることことができる（前記「4. 位置情報伝送機能」と組み合わせると実現可能）。詳しくは，移動通信端末機 100 の現在位置情報に基づいて，該当位置の周辺企業などにおける広告を表示することができる。移動通信端末機 100 の位置情報は活性化時に感知することができるが，リアルタイムに継続的に感知され得る。

30

【0079】

他の実施形態によれば，移動通信端末機 100 の使用者情報に基づいて注文型広告が表示されることことができる。例えば，使用者の性別，年，居住地域，職業，関心事項などに基づいて関連企業などについての広告が表示されることことができる。このような使用者情報は，広告提供サービスに加入する際，または広告表示ができるようにするアプリケーション設置時に使用者によって入力されて保存されたものとする。使用者情報は移動通信端末機 100 内に保存することができるが，広告提供サーバ 200 に伝送されて保存することができる。

40

【0080】

一方，本発明のさらに他の実施形態によれば，時間帯ごとに互いに異なる広告がディスプレイ部 110 に表示されるようにする。例えば，食事時間帯には飲食業の広告が表示されるようにし，ドラマ放映時間帯には該当時間に放映されるドラマに対する広告が表示されるようにする。

【0081】

上記では，表示される広告の種類を決定する要素について説明したが，これらのうち少

50

なくとも2つは互いに組み合わせられて広告の種類を決定することができる。例えば、現在位置情報と使用者情報を同時に考慮した広告が表示されることができる。また、広告は特定製品に関する広告だけでなく、ブランド広告、プログラム広告、サービス広告、プロモーション広告、イベント広告など多様な形態とすることができる。

【0082】

一方、本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部110に広告が表示される際、使用者がさらに入力を行うことで、多様な動作を行うことができる。例えば、使用者が表示された広告をクリックすると、該当広告と係わるウェブページへの移動などが行われる。該当ウェブページでは、広告と係わる企業または商品に関する情報、割引情報、位置情報などが提供されることができる。

10

【0083】

また、他の例として、該当広告をクリックすることで、広告提供会社の広告収益の所定金額が寄付金として使用されるようにする。図8は、ディスプレイ部110に表示された広告をクリックすることで、寄付につながる過程を示す図である。図8を参照すると、広告をクリックすることで、「寄付金積立」に対する希望可否を選択するようにするインターフェースが提供されることができ、使用者が「寄付金積立」を要請すると、広告収益金のうちの一部が寄付金として使用され、これと係わる表示（例えば、エンゼルブック（Angel Book）などのソーシャルネットワークページなどが表示されることができる。

【0084】

20

一方、本発明の一実施形態によれば、移動通信端末機100が活性化される際に、特定アプリケーションが実行され、該当アプリケーションが使用者に提供する情報の更新がなかった場合のみ広告が表示されることができる。例えば、移動通信端末機100が活性化される際にその他のサービス提供サーバ400によって提供されるソーシャルネットワークサービスが駆動されて該当ページがディスプレイ部110に表示されることができるが、該当ページに使用者が未だ確認していない新しい内容がない場合にのみ広告が表示されるようにする。

【0085】

以下では、本発明の一実施形態によって移動通信端末機の活性化時に広告が表示されるようにする全体システムについて説明する。

30

【0086】

図9は、本発明の一実施形態による広告提供システムの構成を示す図である。

【0087】

図9を参照すると、広告提供システム200は、アプリケーション提供部210、活性化感知部220、広告提供部230、追加機能提供部240、データベース250、通信部260、制御部270を含むことができる。本発明の一実施形態によれば、アプリケーション提供部210、活性化感知部220、広告提供部230、追加機能提供部240、データベース250、通信部260、制御部270は、外部装置と通信することができるプログラムモジュールまたはハードウェアとすることができる。このようなプログラムモジュールまたはハードウェアは、運営システム、応用プログラムモジュール及びその他のプログラムモジュールの形態として広告提供システム200またはこれと通信可能な他の装置に含まれることができ、物理的には多様な公知の記憶装置上に保存されることができる。一方、このようなプログラムモジュールまたはハードウェアは、本発明により後述する特定業務を実行するか、または特定抽象データ類型を行うルーチン、サブルーチン、プログラム、オブジェクト、コンポーネント、データ構造などを包括するが、これに制限されない。

40

【0088】

アプリケーション提供部210は、移動通信端末機100が活性状態に切り替わる時にディスプレイ部110に広告が表示されるようにするアプリケーションを提供する。使用者は移動通信端末機100を介して広告提供システム200に接続してこのようなアプリ

50

ケーションを受信してインストールすることができる。アプリケーションは移動通信端末機 100 の現在位置情報、使用者情報または現在位置における時間情報などを広告提供システム 200 に伝送する機能を含むことができる。しかし、アプリケーションのインストールなしに、移動通信端末機 100 が活性状態に切り替わる際に、ディスプレイ部 110 に広告が出されるようにする方式の際にはアプリケーション提供部 210 が省略されることができる。

【0089】

一実施形態による活性化感知部 220 は、移動通信端末機 100 が非活性状態から活性状態に切り替わることを感知することができる。使用者が移動通信端末機 100 の活性化ボタンを押すことで、移動通信端末機 100 が活性化を知らせる信号をサービス提供サーバ 200 に伝送することができる。

10

【0090】

一実施形態による広告提供部 230 は、移動通信端末機 100 が活性化されたことが感知された際に移動通信端末機 100 のディスプレイ部 110 に所定の広告が表示されるようにする機能を実行する。広告は移動通信端末機 100 に既に保存されたものとし、広告提供システム 200 内のデータベース 250 に保存されたものとする。広告提供システム 200 は、アドタイザサーバ 300 から広告コンテンツを既に受信してデータベース 250 に保存することができる。このような広告コンテンツは所定の分類によってカテゴリ化されて保存されることができる。例えば、位置別、使用者特性別、時間帯別に提供されるべき広告コンテンツが分類されて保存されることができる。広告提供部 230 は、この

20

【0091】

しかし、本発明の他の実施形態によれば、アプリケーション提供部 210 によって提供されるアプリケーションに広告コンテンツ及び表示される広告に対する条件情報などがすべて含まれて、移動通信端末機 100 が活性状態に切り替わる際に移動通信端末機 100 が自主的に広告表示動作を行うことができる。

30

【0092】

一実施形態による追加機能提供部 240 は、広告提供部 230 によって提供された広告を基盤として使用者の要請に応じて追加機能が行われるようにする。例えば、使用者の広告クリックに対応した該当広告の追加情報表示、関連ウェブページへの移動、広告対象商品またはサービスに関する情報提供、広告収益金のうちの一部に対する寄付金への活用などの機能を提供することができる。

【0093】

本発明の変形された実施形態によれば、上記説明した広告提供システム 200 の機能は移動通信端末機 100 内で自主的に実行されることができる。すなわち、移動通信端末機 100 内で活性化を感知して広告の表示及び広告のクリックを介する追加機能の駆動などが行われる。

40

【0094】

本発明の一実施形態による通信部 260 は、広告提供システム 200 と移動通信端末機 100、アドタイザサーバ 300、その他のサービス提供サーバ 400 などとの間の情報通信を可能とする。

【0095】

一実施形態によれば、制御部 270 は、アプリケーション提供部 210、活性化感知部 220、広告提供部 230、追加機能提供部 240、データベース 250、通信部 260 との間のデータの流れを制御する機能を実行することができる。すなわち、本発明による

50

制御部 270 は、アプリケーション提供部 210、活性化感知部 220、広告提供部 230、追加機能提供部 240、データベース 250、通信部 260 において、それぞれ固有の機能を実行するように制御することができる。

【0096】

8. これとは異なるアプリケーションの動作

移動通信端末機 100 が非活性状態の際に、活性化ボタン 120 を押すことで、単に活性状態に切り替えるのではなく、所定動作が行われるものであれば、本発明の権利範囲に属する。

【0097】

例えば、活性化ボタン 120 が押されることで、エンターテインメントなどの動作（例えば、音楽または動画プレーヤの動作、ゲームアプリケーション実行、ニュース受信など）が実行されることができる。

10

【0098】

アプリケーションの動作待機

本発明の一実施形態によれば、以上で説明した所定のアプリケーションが、移動通信端末機 100 が非活性状態から活性状態に切り替わる際に駆動される。

【0099】

このためには、移動通信端末機 100 が非活性状態の際にアプリケーションが駆動待機状態に維持されなければならないが、移動通信端末機 100 が活性状態から非活性状態に切り替える際に上記説明したアプリケーションが駆動待機状態となることができる。すなわち、移動通信端末機 100 が活性化状態に切り替える際に駆動すべきものとして選択されたアプリケーションは移動通信端末機 100 が非活性化状態に切り替わる際に駆動待機状態となることができる。

20

【0100】

しかし、アプリケーションは、駆動待機状態または駆動不能状態を問わず、移動通信端末機 100 が非活性化状態から活性化状態に切り替わる際に所定のアプリケーションが動作すると本発明に属する。

【0101】

サービス提供サーバ

以下では、本発明の一実施形態によるサービス提供サーバについて説明する。

30

【0102】

図 10 は、本発明の一実施形態による移動通信端末機の活性化時に特定動作が行われるようにするサービス提供システムサーバの構成を示す図である。

【0103】

前記動作において、「7. 広告表示動作」のための広告提供システムについては既に説明しており、以下のサービス提供サーバについての説明は、前記「7. 広告表示動作」を除いた動作に適用される説明である。

【0104】

図 10 を参照すると、サービス提供サーバ 1000 は、アプリケーション提供部 1100、活性化感知部 1200、アプリケーション駆動部 1300、通信部 1400、制御部 1500 を含んで構成されることができる。本発明の一実施形態によれば、サービス提供サーバ 1000 のアプリケーション提供部 1100、活性化感知部 1200、アプリケーション駆動部 1300、通信部 1400、制御部 1500 は、外部装置と通信することができるプログラムモジュールまたはハードウェアとすることができる。このようなプログラムモジュールまたはハードウェアは、運営システム、応用プログラムモジュール及びその他のプログラムモジュールの形態に移動通信端末機 100 またはこれと通信可能な他の装置に含まれることができ、物理的には多様な公知の記憶装置上に保存されることができる。一方、このようなプログラムモジュールまたはハードウェアは、本発明によって後述する特定業務を実行するか、または特定抽象データ型を行うルーチン、サブルーチン、プログラム、オブジェクト、コンポーネント、データ構造などを包括するが、これに制限

40

50

されない。

【0105】

アプリケーション提供部1100は、上述したような所定のアプリケーションが移動通信端末機100に伝送されるようにする。使用者は移動通信端末機100を介してサービス提供サーバ1000に接続して所望するアプリケーションを受信してこれを移動通信端末機100内にインストールすることができる。アプリケーションは、移動通信端末機100の活性化時に所定動作が実行されるようにする制御機能を含むことができ、それ自体で前記所定動作を行うアプリケーションとすることができる。

【0106】

一実施形態による活性化感知部1200は、移動通信端末機100が非活性状態から活性状態に切り替えることを感知することができる。使用者が移動通信端末機100の活性化ボタンを押すことで、移動通信端末機100が活性化を知らせる信号をサービス提供サーバ1000に伝送することができる。

10

【0107】

一実施形態によるアプリケーション駆動部1300は、移動通信端末機100が活性化されたことが感知された際に移動通信端末機100で所定動作が行われるようにする。すなわち、所定アプリケーションが移動通信端末機100内で駆動されて関連画面がディスプレイ部110に表示されることができる。アプリケーション駆動部1300は、該当アプリケーション駆動と係わる追加的な動作を行うことができる。このようにアプリケーション駆動部1300は移動通信端末機100内で活性化とともに所定アプリケーションが駆動されるようにし、最適のアプリケーション駆動のために追加的な動作を行うことができる。

20

【0108】

一実施形態による通信部1400は、サービス提供サーバ1000と移動通信端末機100及びその他の装置との間の情報通信ができるようにする。すなわち、通信部1400は、移動通信端末機100へのアプリケーション伝送、移動通信端末機100からの活性化信号受信、アプリケーション駆動のための情報の受信などができるようにする。

【0109】

一実施形態によれば、制御部1500は、アプリケーション提供部1100、活性化感知部1200、アプリケーション駆動部1300、通信部1400、制御部1500との間のデータの流れを制御する機能を実行することができる。すなわち、本発明による制御部1500は、アプリケーション提供部1100、活性化感知部1200、アプリケーション駆動部1300、通信部1400、制御部1500においてそれぞれ固有の機能を実行するように制御することができる。

30

【0110】

以上説明した本発明による実施形態は、多様なコンピュータの構成要素を介して実行できるプログラム命令語の形態に実現されてコンピュータ判読可能な記録媒体に記録されることができる。前記コンピュータ判読可能な記録媒体は、プログラム命令語、データファイル、データ構造などを単独、または組み合わせて含むことができる。前記コンピュータ判読可能な記録媒体に記録されるプログラム命令語は、本発明のために特別に設計され、構成されたものであるか、またはコンピュータソフトウェア分野の当業者に公知されて使用可能なものとする。コンピュータ判読可能な記録媒体の例としては、ハードディスク、フロッピーディスク及び磁気テープのような磁気媒体、CD-ROM、DVDのような光記録媒体、フロプティカルディスク(floptical disk)のような磁気-光媒体(magneto-optical media)、及びROM、RAM、フラッシュメモリなどのようなプログラム命令語を保存し、実行するように特別に構成されたハードウェア装置が含まれる。プログラム命令語の例としては、コンパイラにより作られるものと同様機械語コードだけでなく、インタプリタなどを用いてコンピュータにより実行される高級言語コードも含まれる。前記ハードウェア装置は、本発明による処理を実行するために1つ以上のソフトウェアモジュールとして作動するように構成することができ、またその逆も同様である。

40

50

【0111】

以上、本発明を具体的な構成要素などのような特定事項と限定された実施形態及び図面を参照して説明したが、これは本発明の全般的な理解を助けるために提供されただけのものであって、本発明が上記実施形態に限定されるものではなく、本発明が属する技術分野で通常的な知識を有する者であればこのような記載から多様な修正及び変形を行うことができる。

【0112】

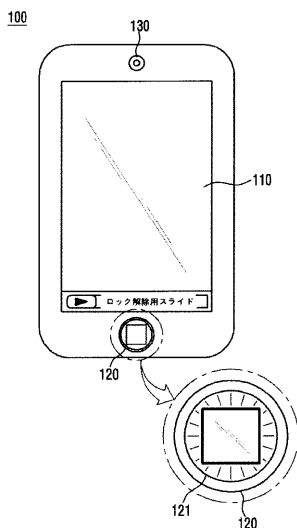
したがって、本発明の思想は、上記説明された実施形態に限られてはならず、後述する特許請求の範囲だけでなく、この特許請求の範囲と均等に、または等価的に変形されたすべてのものを含み、本発明の思想の範疇に属するものとする。

【要約】

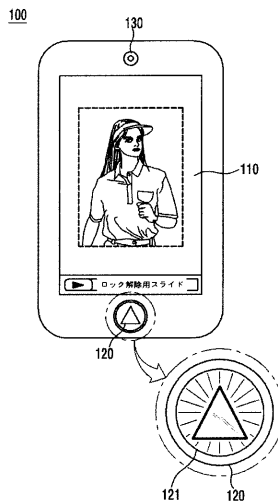
本発明は、ディスプレイ部と、前記ディスプレイ部がオフ状態の非活性化状態を前記ディスプレイ部がオン状態の活性化状態に切り替える活性化ボタンを含む移動通信端末機に関する。前記活性化ボタンが押されることで、前記移動通信端末機は前記活性化状態に切り替わるとともに、所定の動作が行われる。

【選択図】図7

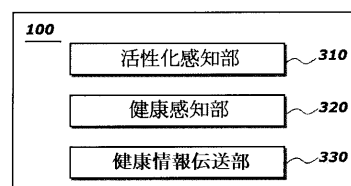
【図1】



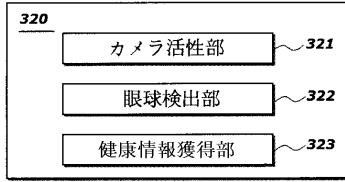
【図2】



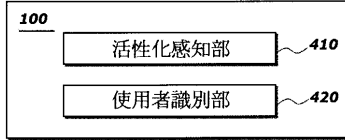
【図3A】



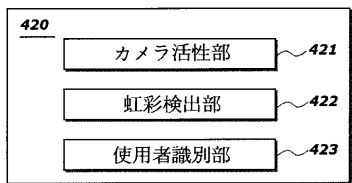
【図 3 B】



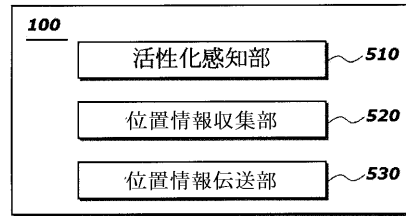
【図 4 A】



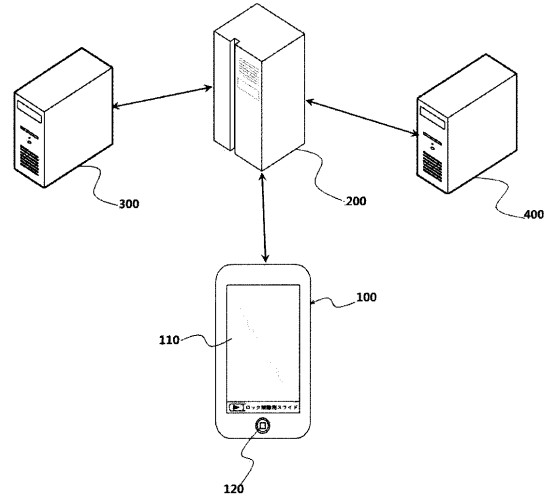
【図 4 B】



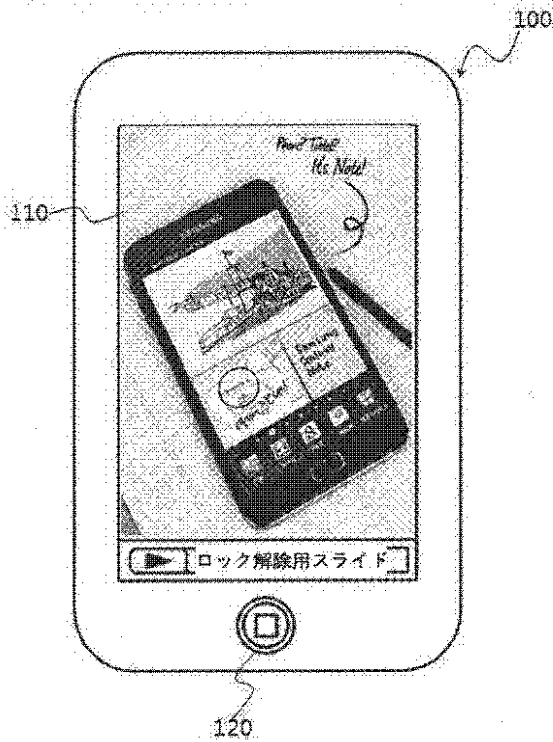
【図 5】



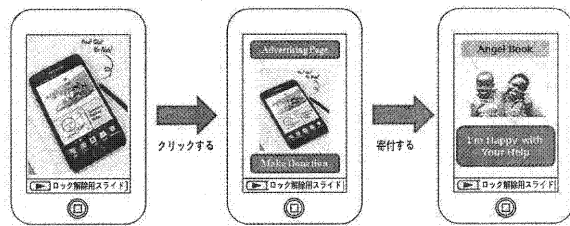
【図 6】



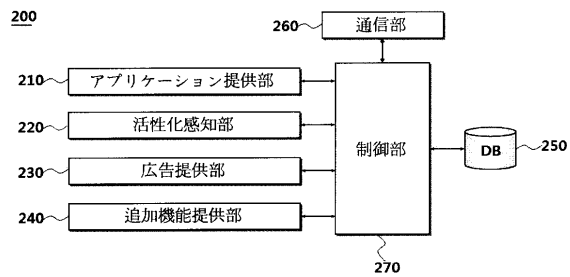
【図 7】



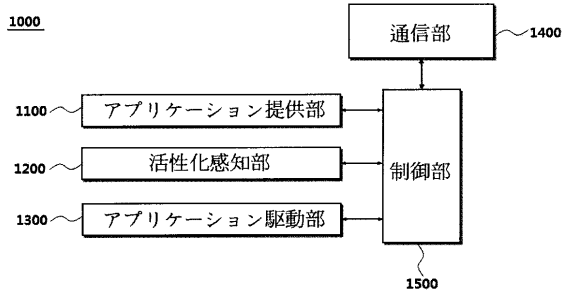
【図 8】



【図 9】



【図10】



フロントページの続き

- (74)代理人 100143823
弁理士 市川 英彦
- (74)代理人 100151448
弁理士 青木 孝博
- (74)代理人 100196483
弁理士 川崎 洋祐
- (74)代理人 100203035
弁理士 五味淵 琢也
- (74)代理人 100185959
弁理士 今藤 敏和
- (74)代理人 100160749
弁理士 飯野 陽一
- (74)代理人 100160255
弁理士 市川 祐輔
- (74)代理人 100202267
弁理士 森山 正浩
- (74)代理人 100146318
弁理士 岩瀬 吉和
- (74)代理人 100127812
弁理士 城山 康文
- (72)発明者 ジョン, ジェ ラク
大韓民国, 4 1 1 - 7 3 7 キョウギ - ド, コヤン - シ, イルサンソ - グ, ガンソン - ロ, 1 4 1
(イルサン - ドン, フゴク マウル 1 6 - ダンジ アパート), 1 6 0 7 - 1 6 0 4
- (72)発明者 ベ, キョン ドク
大韓民国, 1 3 3 - 7 5 9 ソウル, ソンドン - グ, ドクソダン - ロ, 1 7 5 (オクス - ドン, ゲ
クドン グリーン アパート), 1 0 1 - 1 7 0 9

審査官 山田 倍司

- (56)参考文献 韓国公開特許第10 - 2010 - 0057461 (KR, A)
米国特許出願公開第2010/0159995 (US, A1)
特開2009 - 212558 (JP, A)
特開2002 - 024712 (JP, A)
特開2002 - 150118 (JP, A)
特開2005 - 303352 (JP, A)
特開2011 - 023896 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 0 6 F 3 / 0 1
 3 / 0 4 8 - 3 / 0 4 8 9
 1 3 / 0 0
 1 5 / 0 0
 1 9 / 0 0
G 0 6 Q 1 0 / 0 0 - 1 0 / 1 0
 3 0 / 0 0 - 3 0 / 0 8
 5 0 / 0 0 - 5 0 / 2 0
 5 0 / 2 6 - 9 9 / 0 0
H 0 4 B 7 / 2 4 - 7 / 2 6

H 0 4 M	1 / 0 0	
	1 / 2 4	- 3 / 0 0
	3 / 1 6	- 3 / 2 0
	3 / 3 8	- 3 / 5 8
	7 / 0 0	- 7 / 1 6
	1 1 / 0 0	- 1 1 / 1 0
	9 9 / 0 0	
H 0 4 W	4 / 0 0	- 9 9 / 0 0